

大槌町町営住宅入居案内（定期募集）

1 募集する住宅

10月募集住宅	建物形式など	間取り	戸数	世帯条件など
源水	長屋タイプ ・木造（2階建て） ・ペット飼育不可	2LDK	1戸	2人以上
源水	長屋タイプ ・木造（2階建て） ・ペット飼育不可	1DK	1戸	単身可
寺野・臼澤第1	戸建タイプ ・木造（2階建て） ・ペット飼育可	4DK	1戸	3人以上
赤浜	戸建タイプ ・木造（2階建て） ・ペット飼育可	3DK	1戸	2人以上
大ヶロ一丁目	長屋タイプ ・木造 ・1戸ペット飼育可 ・1戸ペット飼育不可	1DK	2戸	単身可
末広町	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造5階建 ・ペット飼育可	2DK	2戸	単身可
随時募集中	建物形式など	間取り	戸数	世帯条件など
吉里吉里	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造5階建 ・ペット飼育不可	1DK	1戸	単身可
吉里吉里	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造5階建 ・ペット飼育不可	2DK	1戸	単身可
吉里吉里	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造5階建 ・ペット飼育不可	2DK	1戸	車イス対応 単身可

※随時募集中の部屋は必要書類等を整え正しく申込が完了した方から順に入居決定しておりますので、本報掲載日時点で既に入居者が決定している場合があります。

2 入居申込ができる方

- (1) 不自然な世帯分離（離婚していない夫婦の別居等）や、合併（親族以外の者と同居）をしていないこと。
- (2) 住宅に困窮していること。
- (3) 世帯員の月収の合計金額が、公営住宅法施行令で定める月収以下であること。
※下表参照
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」が世帯員にいないこと。
- (5) 納期を経過した町税等を滞納していないこと。

※公営住宅法施行令で定める月収

①	下記の障がい者のいる世帯 ・身体障がい（1級～4級） ・精神障がい（1級～3級） ・知的障がい（療育手帳AまたはB）	214,000 円
	60歳以上のみで構成される世帯	
	60歳以上と18歳未満のみで構成される世帯	
	小学校未就学児がいる世帯	
	戦傷病者、原爆被害者、ハンセン病療養所入所者、海外からの引揚者等がいる世帯	
②	①に該当しない場合	158,000 円

3 申し込みについて

(1) 申込方法

入居申込書に必要な事項を記入し、その他必要書類を添付して大槌住宅管理センターに提出して下さい。郵送による申し込みも受け付けます。

(2) 申込期間

令和3年10月6日(水) から 令和3年10月26日(火) まで ※当日消印有効

(3) 申込先

〒028-1121 大槌町小槌第27地割3番地4シーサイドタウンマスト2F
大槌住宅管理センター あて

(4) 受付時間

平日(月曜日から金曜日) 午前9時から午後5時まで

(5) 申込みに必要な書類

【提出が必須となる書類】	
1	大槌町町営住宅入居申込書
2	収入申告書：指定様式
3	入居する方全員の住民票の写し(本籍及び続柄が記載されたもの)
4	入居する方全員の所得証明書 ・16歳以上のすべての方(ただし、18歳未満で扶養に入っている方は除きます)
5	入居する方全員の完納証明書(町税の完納を証明する書類、町外の場合も含む)
【該当する方のみ】	
6	婚約中の方 ○誓約書(入居決定日から3か月以内に婚姻後の住民票の提出が必要です。)
7	妊娠中の方 ○母子手帳の写し
8	障がい者、要介護、要支援等の方 ○各証明書の写し
9	DV被害者、児童虐待被害者等の方 ○裁判所からの保護命令等
10	その他(必要に応じて書類を提出していただきます。)

4 入居者の決定方法

入居希望者の住宅に対する困窮度等を踏まえ、優先順位の高い世帯から入居決定となります。優先順位については、入居者選考委員会により決定します。

5 連帯保証人について

入居許可決定後に、入居請書の記入が必要となります。入居請書には、連帯保証人の連署が必要です。連帯保証人になれる方は、次の条件をすべて満たした方となります。

- (1) 原則として大槌町内に居住する方（町内居住者がいない場合、町外居住者でも可）
- (2) 入居者と同等以上の収入を有する方
- (3) 入居許可者と独立して生計を営んでいる方

※書類提出指示後、2週間以内に提出が無い場合は、入居決定が取消しとなる場合がございます。

6 その他注意事項

- (1) お一人で複数の申込みをされた場合は全ての申込みが無効になります。
- (2) 同居人として申込みことができるのは親族です。（婚約者を含みます。）
- (3) 申込み受付後の申込み内容の変更はできません。
- (4) 町営住宅入居後に他の町営住宅に転居することはできません。
- (5) 町営住宅では、日常の維持・管理は自治会等の組織で行い、入居者すべての方に参加していただきます。
- (6) 電気・ガス・水道・電話・団地によりケーブルテレビなどの使用料が別途必要となります。
- (7) 住宅退去の際には、入居者の負担で原状回復を行っていただきます。ペット、タバコ等の入居者の責に起因するものや、畳やふすまの張替え等も含みます。
- (8) その他管理・運営は、大槌町町営住宅等条例及び同施行規則などによります。

8 お問合せ先

大槌住宅管理センター TEL 0193-27-8440